(b)　単体有資格業者にあっては、近畿地方整備局における「一般土木工事」かつ「プレストレストコンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(c)　異工種ＪＶの構成は、橋梁下部工事と橋梁上部工事の施工を各々１社で分担する２社による組合せとし、下記(ｱ)及び(ｲ)の条件を満たす者とする。

(ｱ)　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(ｲ)　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「プレストレストコンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(d)　単体有資格業者、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）又は異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員にあっては、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記(b)及び(c)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

(e)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(b)及び(c)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(f)　単体有資格業者にあっては、平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｴ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「単体有資格業者の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｱ)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　鉄筋コンクリート構造の橋脚又は橋台で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が10m以上の工事。

(ｳ)　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋で、かつ、最大支間長が30m以上の工事。

(ｴ)　上記(ｱ)及び(ｲ)は同一工事の施工実績を有し、(ｳ)は同一工事でなくてもよいが、(ｱ)の要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が「単体有資格業者の同種工事」の施工実績を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）又は２）の要件を満たす工事の施工実績（発注機関は問わない。以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

１）橋梁下部工事の実績を有する場合

(A)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(B)　鉄筋コンクリート構造物の橋脚又は橋台の工事。

(C)　上記(A)及び(B)は同一工事の施工実績を有すること。

２）橋梁上部工事の実績を有する場合

(A)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(B)　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋の工事。

(C)　上記(A)及び(B)は同一工事の施工実績を有すること。

「単体有資格業者の同種工事」の施工実績及び「その他構成員の実績」が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(g)　異工種ＪＶにあっては、下記１）及び２）のとおりとする。

１）橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｳ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｱ)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　鉄筋コンクリート構造の橋脚又は橋台で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が10m以上の工事。

(ｳ)　上記(ｱ)及び(ｲ)は同一工事の施工実績を有すること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事」の施工実績を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(A)から(C)までの要件をすべて満たす工事の施工実績（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当するその他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(A)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(B)　鉄筋コンクリート構造物の橋脚又は橋台の工事。

(C)　上記(A)及び(B)は同一工事の施工実績を有すること。

「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事」の施工実績及び「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当するその他構成員の実績」が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｳ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｱ)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋で、かつ、最大支間長が30m以上の工事。